鹿島論争（設計施工一貫分離論争）に関する歴史的研究

～建築家の職能を軸として～

建築史・建築論研究室　門間正彦

■目次

0. 序
0-0. はじめに
0-1. 研究意義・目的
0-2. 研究目的
0-3. 研究対象・方法
0-4. 既往研究との関係
0-5. 論文構成
1. 前史
1-1. 建築士法制定運動
1-2. 全国建築士会（日本建築士会）の変遷
1-3. 建築運動
1-4. 戦後の建築論争
2. 鹿島論争（設計施工一貫分離論争）
2-1. 建築設計監理業務法案の制定運動
2-2. 鹿島論争（設計施工一貫分離論争）
2-3.「座談会　建築家のプロフェッションとは何か―建築設計監理業務法案の提案に関して―」
3. 日本建築家協会と建設業設計部のその後
3-1. 日本建築家協会（JAA）から新日本建築家協会（JIA）への変遷
3-2. 建設業設計部の本部化
4. 結

■ 0. 序

0-0. はじめに（省略）

0-1. 研究背景・意義

建築家の職能は明治期に西欧のフリーアキテクト像に倣って日本に導入された。それまでの日本では、現在の総合建設業（ゼネコン）の基となる大工の棟梁や親方による建築生産が行われてきた。

フリーアキテクトとは、その名の通りフリーランス（自由契約）のアーキテクトのことである。つまり、純粋に施主の代理人としてその要望に応え設計を行いその建設に関わる監理を行うもので、材料業者や施工業者といった他の生産諸業者からは独立した立場にあるというものである。

明治期にこのアーキテクトの概念は日本に導入される。この理念を受け継いだ団体として戦前の日本建築士会や戦後の日本建築家協会（JAA、JIA）がある。彼らは、西欧の市民社会の中に建築家の概念が成立しているのに鑑み日本の社会の中にも建築家の職能を成立させようと建築家の多様な職能運動を繰り広げてきた。そのため、建設業（請負業）とフリーアーキテクト（建築家）の両者が存在する日本においては、職能像をめぐっての論議は古く、明治時代から行われてきた。戦前の日本建築士会による建築士法制定運動や戦後の日本建築家協会による建築士法改正運動などが良い例であろう。

しかし、現在ではあまりその立場をめぐって運動や論争などに発展することはない。むしろ、両者が共存する日本的特殊性の上に多様な建築家像が並存している。

ところで、1968年4月、時代のメルクマールともいうべき三井霞が関ビルが竣工する。同年、5月から9月までの約半年間、当時、鹿島建設会長で参議院議員、法学博士の鹿島守之助とフリーアーキテクト像を推進する日本建築家協会（ＪＡＡ）との間に「設計施工一貫か否か」をめぐっての論争が起こる。いわゆる鹿島論争（設計施工一貫分離論争）である。この論争は、JAAがそのフリープロフェッションとしての地位を法によって確立するべく提案した「建築設計監理業務法案」に対し鹿島が海外工事や霞ヶ関ビルなどにみられるような大規模工事で設計施工一貫体制の需要が増していることに鑑み、これを擁護すべく同年、建設大臣宛に「建設産業近代化の趨勢―設計施工の一貫性―」という意見書を提出したことに端を発する。議論は約半年間に及んだが、結局互いに平行線の議論を繰り返すのみで、「結論は第三者の公正な判断をまつことにしたい」との鹿島の発言で論争は終結する。

鹿島論争以後もJAAによる「建築設計監理業務法案」の制定運動は続く。その運動は、1978年の公取問題の判決と同時に終息していく。そうして、1987年になるとJAAは、建築専業事務所１４社で結成された日本建築設計監理協会連合会（1975年結成）と大同団結し新日本建築家協会（現・日本建築家協会、JIA）へと改組し現在に至る。

一方、建設業の設計部においても変化が起こる。1969年６月、鹿島建設の設計部が独立するのである。ＰＭやＣＭといった生産方式の多様化に伴ってそれまで建築部の中に位置づけられてきた設計部を独立化しそのときどきの状況にあった生産組織となれるように変化していったのである。村松貞次郎によれば、このころ建築家たちは専門分化への道を歩んでいたようである。

これらの変化を考える上で鹿島論争は、重要な意味を持つと考えられるが、鹿島論争へ至る歴史的脈絡は未だ解明されていない。

よって、本研究はこれまでの建築運動の特性を明らかにすると同時に鹿島論争の日本建築家協会や総合建設業設計部に対する影響を考察し、鹿島論争を近代日本の職能史に位置づけようとするものである。

0-2. 研究目的

本研究では鹿島論争を軸として以下の３点を明らかにすることを目的とする。

①鹿島論争の概要および争点の把握
②鹿島論争を生む歴史的背景の解明
③鹿島論争後の両者の関係動向の追跡

0-3. 研究対象・方法

３点の目的を文献調査により明らかにする。

まず、第一章では、『近代日本建築学発達史』（日本建築学会、丸善　1972.10）や『近代日本建築運動史』（松井昭光監修、本田昭一著　ドメス出版　2003）をはじめとする先行成果により、鹿島論争に至る1950年代までの建築運動や建築論争を把握し、背景を明らかにする。

次に、第二章では、旧・日本建築家協会（JAA）の機関誌である季刊『建築家』や鹿島建設会長であった鹿島守之助の書いた『設計施工の一貫性問題について』（鹿島建設株式会社、1968.12）を資料として鹿島論争の推移・争点を明確に整理する。

第三章については、『鹿島建設　百四十年の歩み』（鹿島建設株式会社、1980.4）や『竹中工務店九十年史』（竹中工務店、1989.12.1）、『清水建設百八十年』（清水建設、1984.6）などの各建設業の社史や『建築業協会二十年史』（財団法人建築業協会編集 、1979.5.17）、『建築業協会五十年史』

（財団法人建築業協会編集 、2009.5.25）などの協会史を中心として以後の日本建築家協会、建設業設計部の動きを考察する。

以上のように、本研究では第二章を第一章と第三章で挟み込み鹿島論争を論じることとする。

0-4. 既往研究との関係

これまで、建築家の職能を論述してきたものは数多く存在する。中でも、日本建築学会編『近代日本建築学発達史』（丸善、1972.10）は、豊富な資料とともに史的概観を提示している。

他に、東京都立大学（現・首都大学東京）の学生であった山本正紀の卒業論文を再編集した『建築家と職能　建築家のプロフェッションとは何か』（山本正紀、精文社 1980）や日本建築家協会の今日に至るまでの展開を追った『日本の建築家職能の軌跡―新日本建築家協会の設立まで』（藤井正一郎･鶴巻昭二､日刊建設通信新聞社､1997.10）があるが、いずれも鹿島論争についての言及は少なく、資料も限られる。

運動史に関する研究としては、『近代日本建築運動史』（松井昭光監修、本田昭一著、ドメス出版、2003）、制度に関するものとしては、速水清孝による『日本の建築設計者の職能と法制に関する歴史的研究』（東京大学博士論文、2006）が挙げられるが、やはり鹿島論争自体の分析を試みたものではない。

0-5. 論文構成（省略）

■ 1. 前史

本章では、鹿島論争以前の建築家像や建築運動、建築論争を取り扱うことによって、鹿島論争へと至る歴史的脈絡を確認する。

1-1. 建築士法制定運動

明治後半に入ると日本にも民間建築事務所が開設されるようになる。彼らは、1914 年、全国建築士会という職能団体を結成し、翌年日本建築士会と改称する。彼らは、西欧的な市民社会におけるアーキテクトのプロフェッションを日本でも確立しようと考えた。それが日本建築士会による職能運動＝建築士法制定運動となってあらわれるのである。

さて、日本建築士会は 1925 年（第 50 帝国議会）をはじめとして、建築士法案を 1940 年（第 75 回議会）まで提案していく。この最初の士法案で注目すべきは、以下の条文である。

第六条　建築士ハ左ノ業務ヲ営ムコトヲ得ス
　一　　土木建築ニ関スル請負業
　二　　建築材料ニ関スル商工業又ハ製造業但シ建築士会ノ商人ヲ得タル者ハ此限リニ非ラス

この条文は、兼業の禁止を規定しているため一部建築学者や建設業界の批判があったことは想像に難くない。建築士（この時代は建築家ではなく建築士であった）が土木や材料業を兼業することを禁じたものである。これは言うまでもなく西欧の建築家法（アーキテクト・ロー）に倣ったものであるが西欧において一般的なものであっても日本においては、大きな波乱を呼ぶのである。いわゆる第六条問題である。建築士会は建築業界の抵抗にあったようで更に下記条文を追加している。

建築士ニアラザル者が建築ノ設計竝ニ監督ニ従事スルコトヲ禁ズルモノニアラズ

これは、「我等建築士ノ業務ハ断ジテ請負業ニアラズ」と設立当初からうたって西欧流アーキテクトの理念を導入しようとしてきた建築士会にとっては屈辱であったであろう。なぜなら、追加文が付記されたことによって「建築士」は単なる称号となり「職能法」から「資格法」へと変質させてしまうからである。

1-2. 全国建築士会（日本建築士会）の変遷

1914 年に長野宇平治をはじめとする 12 人の建築家によって全国建築士会（翌年、日本建築士会に改称）が結成される。1944 年に日本建築士会が商工組合法によって戦時体制に組み込まれる形で一部の有名会員約 100 名により軍需関係の建設を請け負う日本設計監理統制組合（1947 年、日本建築設計監理協会に改称)がつくられる。戦後になると、戦災復興院を通じて同組合はＧＨＱの仕事を請け負うようになる。翌 1952 年、日本建築設計監理協会は社団法人日本建築設計監理協会へと改組する。

そして、1955 年の国際建築家連合（UIA) ハーグ総会で日本建築設計監理組合がＵＩＡ日本支部の認定を受ける。1956 年この国際通念に合致した組織とするため、それまで事務所単位での登録であった会員資格を個人に規定し直して社団法人日本建築家協会（ＪＡＡ）となる。

1-3. 建築運動

1920 年、世界恐慌の起こる中、佐野利器ら構造派や伊東忠太らの様式主義から分離し自由な造形を獲得するべく分離派建築会が結成される。その後の 1923 年、関東大震災後の恐慌が起こる中で創宇社建築会が結成される。彼らは、はじめこそ分離派と同じく造形的な提案が多かっが次第に社会階層に基盤を求める運動を起こす。以降、1947 年に結成される新日本建築家集団（NAU、1952 年自然解散）へこの活動は引き継がれていく。ここまで一貫して問われてきたのは、「ブルジョワジー」のための建築か「プロレタリア」のための建築かを建築家の職能に関連付けてたてるかであった。

1-4. 戦後の建築論争

戦後になると、建築論争の中で建築家のあり方が繰り返し問われている。具体的には、1947 年から 1948 年まで『ヒューマニズムの建築』の著者、浜口隆一と図師嘉彦との間に近代建築はどこによってたつのかを NAU の機関紙『建築新聞』上で争った「近代建築論争」や、1955 年から 1956 年まで『新建築』誌上で丹下健三と白井誠一が伝統的な建築とは何かを争った伝統論争、『朝日新聞』の紙上でガラス張りの建築に「不安感」を感じると浜口がいったのに対し建設省建築研究所所長竹山謙三郎が反論して争った「不安感論争」があった。どの論争も問題点は「如何にして近代（資本主義）の機能主義建築を「人民の建築」に持って行くか」であり、つまり資本主義社会にあって「建築家」をいかに位置づけるかであった。

■ 2. 鹿島論争（設計施工一貫分離論争）

本章では、鹿島論争（設計施工一貫分離論争）の要点を明らかにするため、論争の契機となった建築設計監理業務法案の制定運動および鹿島論争に注目してその経過を追う。

2-1. 建築設計監理業務法案の制定運動

1960 年代に入ると建築士法（1950 年制定）に対し改正運動が起こる。建築士法を建築士の資格を定めた「資格法」でしかなく建築家の業務を規定した「業務法（建築家法＝アーキテクト・ロウ)」を望むようになる。主に戦前の全国建築士会に起源を持つ日本建築家協会（JAA）と全国建築士事務所協会連合会（全事連）がその活動を展開する。具体的には、建築行政懇話会でその議論がなされるが、10 もの団体が参加していたため意見がまとまらず自然解散してしまう。しかし、JAA と全事連は独自に運動を展開してい

く。全事連は、議員提出によって国会提出目前までいくが、JAA に営業法と反対され成立しない。JAA はこの全事連の制定運動に対して建築家の「職能」を確立すべく「建築設計監理業務法案」を協会内で採択する。以下に４本の柱を示す。

①第三者監理
②建築士事務所の開設者は建築士に限る
③建築士の材料業や施工業との兼業の禁止
④建築設計事務所は建築設計監理業務法人

①は、設計者の設計図書に基づいた施工監理を行うため材料業者でも施工者でもない第三者が工事監理を行わなければならないという規定であり、②は建築設計事務所の開設者が建築とは関係のない経営者によって開設されていることにより、自由職業人としての建築家が他の意思に左右されないように事務所の経営者も建築士でなければならないという規定である。③は、依頼者の代理人としての独立で公正な業務を行うため材料業者や施工業者といった他の生産業者から離れた中立な立場の職業人として建築士を規定したものである。④では、建築士が他に左右されないため独立した地位を建築士事務所にその性格を適用し、株式会社でも合名会社でもなく、組合でもない中立な立場の組織とした規定である。

以上を規定した法案に対し鹿島建設会長であった鹿島守之助は、建設業の設計施工一貫体制を否定するものと捉え反論をしていく。

2-2. 鹿島論争（設計施工一貫分離論争）

1968 年、時代のメルクマールともいえる三井霞が関ビルが竣工する。当時の日本の建築生産は、超高層ビルの建設に端を発し部分発注方式がとられるなど多様化していた。村松貞次郎によれば当時の建築家が「ごく小さな事務所、あるいは個人のフリー・アーキテクトが、それぞれホテルとか病院とか住宅といった特定の建築におけるエキスパートとして協同し、仕事をそれぞれに割りふって処理し、設計の密度をたかめ、しかも負担を軽減し、そのエネルギーをより専門の研究にそそごうという」状況であったようである。

そんな時代に鹿島建設会長で法学博士、参議院議員であった鹿島守之助と JAA との間に「設計施工一貫か否か」めぐって５月から９月までの約半年間、論争が起こる。いわゆる鹿島論争（設計施工一貫分離論争）である。以下の表にその経過を示す。

鹿島論争の経過

月日	論者	論文名
5.24	鹿島	「建設産業近代化の趨勢―設計施工の一貫性―」
5.27	ＪＡＡ	「鹿島発言について」
6.1	ＪＡＡ	「設計施工の一貫性問題に関する意見書」
6.19	鹿島	「再び設計施工の分離・一貫性問題について」
6.22	ＪＡＡ	市浦スポークスマンの記者会見
7.16	鹿島	「設計施工一貫性の論旨の明確化について」
7.18	ＪＡＡ	古沢専務理事の記者会見、「鹿島氏の設監業務法案の意見について（反論メモ2）
8.1	鹿島	「重ねて設計施工一貫性に関する法律問題について」
8.12	ＪＡＡ	古沢専務理事の発表談話
9.1	ＪＡＡ	「鹿島氏設監業務法案法律問題意見書に関する反駁（設計施工一貫問題メモ3）」
9.28	鹿島	「設計施工分離・一貫論議の結びとして」

鹿島論争は、大きく分けて二つの議論から構成されている。このうち６月 19 日の鹿島による「再び設計施工の分離・一貫性問題について」までの前段は、「一貫か否か」を中心に争った理論である。後段の６月 22 日のＪＡＡによる「市浦スポークスマンの記者会見」からは、論争へのきっかけとなった「建築設計監理業務法案」に関しての議論を交わしている。鹿島とＪＡＡが論争を繰り広げたのは単に「一貫か否か」ではなかったと考えられる。それぞれの主張を分析していくと、当初、この論争の背景には以下の４つの争点があったものと考えられる。

①契約
②競争
③利益（建設コスト）
④第三者管理

鹿島の主張は、当時、海外でも国内でも一貫工事の需要が高まりつつあった状況を鑑みて設計と施工との間にフィード・バックを図れる一貫体制を用いることで、分離体制では非能率的でコスト・アップを招くしかなかった工事費を下げることが出来るとした。その代表例としてＪ・Ｖや同一企業内における設計施工一貫体制、代案入札があり、ひいては国際競争を勝ち抜いていけるものであると考えていた。また、鹿島は一貫工事において依頼者の信頼によって工事を行っているため第三者監理は必要ないとしていた。

他方、ＪＡＡは建主の利益を守る職能人としての性格から設計と施工を分離することによって、競争入札を行い工事費を妥当な価格にすることで第三者監理をも可能としたのである。鹿島がＪ・Ｖが増加傾向にあるとしたことに対して鹿島のいう一貫体制は、土木やプラントといった建築外のものが多く実質的には少なく、世界的にも分離体制は常識であるとした。さらに、建設業が一貫体制を用いるのは特命で工事を請けるためであり、第三者管理が出来ないため業者に何倍もの利益をもたらし建主は多大な損出を被るとし代案入札に対しても誰が金額と代案をすり合わせるのかという問題があるとしたのである。

この後、両者は、設計監理業務法案の法解釈問題を繰り広げていく。以下、その争点である。

①兼業の禁止
②工事監理
③委任と請負
④利潤と報酬
⑤工事契約

この５点についての鹿島の主張は設監業法案は、設計監理業者全般を規定するものであり、同法案では罰則により兼業が出来ない。また、工事監理については建築士法に記載されているのは建築士の義務である。更に、業務を行う場合、報酬を得る場合は定額や実費で得ない限りは請負となるとし、報酬から経費を差し引いたものが利潤であるとした。そして、設計と施工の二つの工事契約は一般的に公正さを保つため競争入札によるものでなければならないとしたのである。

一方の JAA は、設監業法は専業者の職能の純化を規定したものである。そのため第三者監理を必要とし設計行為は特殊な事務行為であり営利を追求するものではないとした。報酬についても（経費）＋（報酬）であり報酬は得られないときもある。報酬を得られたとしてもそれは生活を営むためであったり書籍を購入するためのものであるとした。また、設計行為は委任に基づく行為なので随意契約であるとした。

さて、こうして議論を重ねてきた鹿島論争であったが両者の意見が交わることはなく９月 28 日発表の鹿島守之助のよる「設計施工分離・一貫性論議の結びとして」という意見書において「第三者の公正な判断をまつことにしたい」とする鹿島の主張によって論争に幕が引かれる。これが鹿島論争の全貌である。

2-3.「座談会　建築家のプロフェッションとは何か―建築設計監理業務法案の提案に関して―」

この座談会は、『季刊　建築家』1968 年秋号に掲載されたものである。出席者は、沖種郎（ＪＡＡ広報委員会委員長）を司会者に迎えて、円堂政嘉（ＪＡＡ理事）、橋本邦雄（Ｊ

ＡＡ職能委員会委員長)、前川國男（ＪＡＡ理事)、市浦健（ＪＡＡ副会長）というＪＡＡ側の建築家と、池辺陽（東大教授)、村松貞次郎（東大助教授）という東大教授陣である。主な内容は、「設監業法案」の提案に関して JAA 側の建築家たちが説明し、村松と池辺の東大教授陣が批判的見地から発言するという形で行われる。この座談会は、池部や村松によって鹿島論争が外側からどのように見られているのかを示していた。

池辺は「要するに実際に造っている一番末端の人間が、現在非常に設計家に対して不信感をもって」おり「建築家が直接接触する範囲はゼネコンである」とした。さらに、建築家たちは建設業の仕事が不透明であると述べているが、結局建築家も建設業と変わらずアッセンブリーを行っているに過ぎないと建築家に対する不信感を露わにする。

また、村松は建築家達が建設業の行う一貫体制を気にしすぎていることを述べた上で、鹿島論争における鹿島の発言は「ゼネコンはゼネコンとしての存在価値をなんとか発見してゆこうとしている時に出た発言」とした。つまり村松は、鹿島論争における鹿島の発言は、設計施工一貫体制を貫き自らの立場を守っていこうとする精一杯の主張であるとしたのである。

これらから、当事者であるＪＡＡや建設業以外の者から鹿島論争をみると、鹿島（建設業）が優勢であるとか、ＪＡＡが劣勢であるとかということではなく、建設業は建設業として（設計施工一貫体制で）仕事を行っていくための主張でありＪＡＡの職能法制定運動もそれを実現させる生産的基盤が希薄なものでしかないと映っていたのではないだろうか。

■ 3. 日本建築家協会と建設業設計部のその後

前章までに鹿島論争（設計施工一貫分離論争）へといたる脈絡を確認してきた。本章では鹿島論争以後の JAA や建設業の変遷を見ることとする。

3-1. 日本建築家協会（JAA）から新日本建築家協会（JIA）への変遷

鹿島論争終結後も「設監業法案」の制定運動は続いていく。むしろ、ＪＡＡはこのとき状況から建築家法を作ることが急務であると考え始める。この時期提案されていた法案の内容は、1968 年に提案されたものと比べると、「 登録申請者は、建築士の資格取得以後建築設計監理業務について、実務経験を有するものとすること」と強化されたものとなっている。この運動は 1972 年ごろから始まるが先述の鹿島論争同様に、建設業界からの反対が相次ぎ法制定は順調にいかない。1975 年には、建築設計監理専業事務所 14 団体によって日本建築設計監理協会連合会（設監連）が結成されＪＡＡと協同で活動を展開していく。この制定運動は、一時はデモへと発展し建築家だけでなく一般の人々も巻き込んでいく。このように法案制定に対しエネルギーを注ぎ込んでいく。しかし、同時期に「建築家は事業者か」をめぐって最高裁の審議にまで至った公取問題の判決と共に終息していく。こうして、1987 年、ＪＡＡ外の会員たちを招きいれ、設監連と大同団結し新日本建築家協会（現・日本建築家協会、ＪＩＡ）が誕生する。

3-2. 建設業設計部の本部化

前節では、ＪＡＡがＪＩＡへといたる道筋をみてきた。本節では、同じ頃に建設業の設計部がどのような歩みをとってきたかを示す。

この時期の日本の建築生産体制は、国際化し始める。そのため、海外から PM（Project Management）や CM（Construction Management）をはじめとして多様な生産体制を獲得していく時期であった。

1969 年、鹿島建設の設計部が独立する。以降、1983 年には清水建設が設計部を本部化し、1990 年には大林組が設計部を本部化するにいたっている。

設計部が本部化した要因としては、『鹿島建設―百四十年の歩み』（鹿島出版所研究会、1980.4）によれば、日本列島改造論にのって、国土開発の中心的な役割を果し、今後の建設需要に応えていくため建設に関わるあらゆる分野に協力していくことが求められていた。よって、「新部所の発足、建築設計・土木設計・国際事業・営業・建築・東京土木の各本部制の採用等、社内の組織的整備を進める一方、かねてから新分野に積極的にとり組んできた」ようである。

つまり、事業の多角化や「組織力・技術力のいっそうの向上を図り、全社的に効率的な業務運営を行うため設計本部体制に移行 」していった。

■ **4. 結**

以上までに前史から鹿島論争、それ以後を見てきた。それらから考えられる知見としては、以下のことである。

1) 鹿島論争の概要および争点の把握

鹿島論争の争点としては、①契約、②競争、③利益（コスト)、④第三者管理の 4 点であった。しかし、鹿島がそれらに対して法的解釈を加えていき争点は、①兼業の禁止、②工事監理、③委任と請負、④利潤と報酬、⑤工事契約の 5 点へと変質していく。こうして、議論は本質的な部分からずれ込み法解釈をめぐっての議論へと転換していく。そして、鹿島の第三者に任せるとした発言で論争は終結する。これが鹿島論争の全貌である。

2) 鹿島論争を生む歴史的背景の解明

第一章と第三章から考えるに、「建築家の職能像」と「建築生産体制」あるいは「経済」というものは一つの構造をなしていると考えられる。すなわち、「建築生産体制」が多様化すれば「建築家の職能像」は揺らぎ、建築家の職能像の変化が求められる。

よって、鹿島論争は表面的には、鹿島建設会長であった鹿島守之助と JAA との「一貫か分離か」をめぐる論争であったのだが、その深層には「建築生産体制（あるいは経済）と建築家の職能像」の揺らぎがあったと考えられる。

3) 鹿島論争後の両者の関係動向の追跡

鹿島論争以後のＪＡＡは「建築設計監理業務法案」制定運動の失敗、公取問題による報酬規定の撤廃によって挫折していく。そこから、ＪＡＡは自らの会則の偏狭さを反省し新日本建築家協会（ＪＩＡ）を誕生させる。ここに明治以来の正統な建築家像の変化が現れる。

一方、建設業の設計部はＰＭやＣＭといった生産体制の多様化に伴い、1969 年に鹿島建設の設計部が本部化したのをはじめとして 1983 年には清水建設が 1990 年には、大林組が設計部を本部化していく。

4）残された課題

以上のように、鹿島論争はフリーアーキテクト的職能確立運動の「業務法」制定への展開と、設計施工一貫により大規模開発の受注を増やしつつあった建設業の躍進とが鋭く対立するに至った日本近代建築史上の特異な位置にあるといえるが、以下の課題をより追求することで更にその史的評価が明確なものとなるであろうと考えられる。

①鹿島論争がＪＡＡに与えた影響
②鹿島論争が建設業設計部に与えた影響
③関係者の鹿島論争に関する考え